

# 夏 令和2年度 の交通事故防止運動

< 運動期間 > 7.15 [水] → 7.24 [金]



## スローガン

やさしさと  
笑顔で走る  
兵庫の道

## 推進テーマ

「みんなで作る 通学路の交通安全」  
「思いやる 気持ちで守る 高齢者」

一般財団法人兵庫県交通安全協会主催  
令和元年度児童・生徒の交通安全ポスターコンクール  
最優秀賞 兵庫県立加古川西高等学校1年(当時)  
齋藤こころさんの作品

交通安全の日

7/15

「交通安全意識を高める日」

「高齢者交通安全の日」

「シートベルト・チャイルドシート着用啓発強化の日」

兵庫県交通安全対策委員会

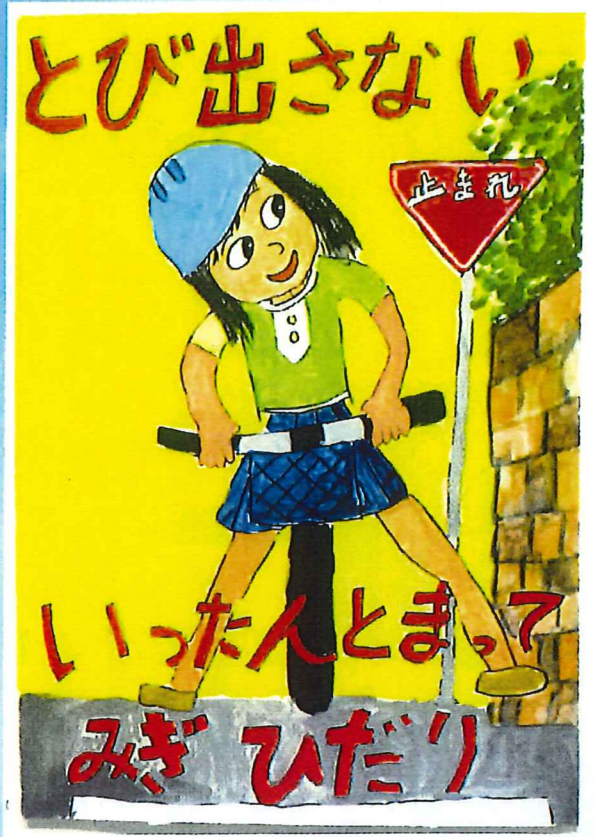
01企P2-018A5





一般財団法人兵庫県交通安全協会主催  
令和元年度児童・生徒の交通安全ポスターコンクール

銅賞 神戸市立上筒井小学校4年(当時)  
久宝弘一郎さんの作品



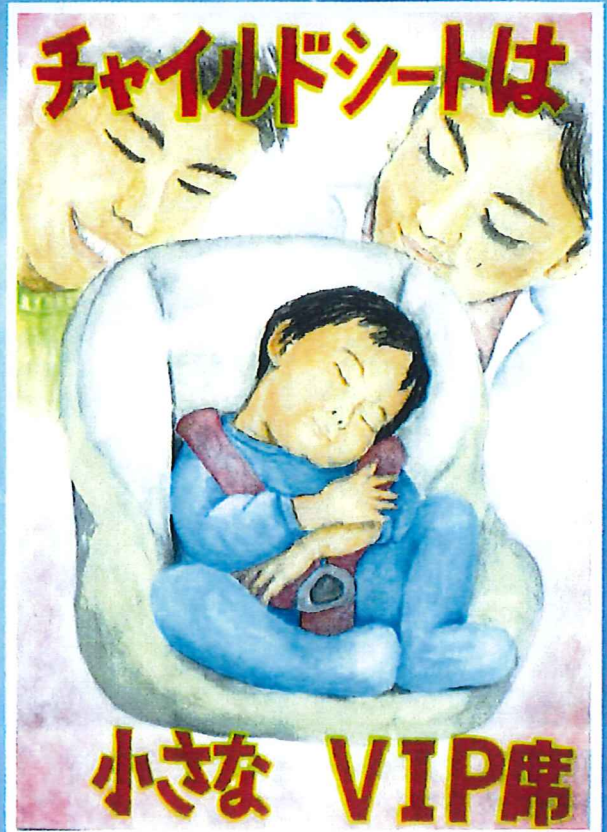
一般財団法人兵庫県交通安全協会主催  
令和元年度児童・生徒の交通安全ポスターコンクール

最優 新温泉町立浜坂西小学校3年(当時)  
秀賞 中村結愛さんの作品



一般財団法人兵庫県交通安全協会主催  
令和元年度児童・生徒の交通安全ポスターコンクール

銅賞 兵庫県立龍野北高等学校1年(当時)  
三木菜乃さんの作品



一般財団法人兵庫県交通安全協会主催  
令和元年度児童・生徒の交通安全ポスターコンクール

金賞 香美町立村岡中学校1年(当時)  
而谷悠希さんの作品



## 令和2年度「夏の交通事故防止運動」兵庫県実施要綱

### 1 目的

この運動は、ひょうご交通安全憲章の理念に基づき、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

### 2 運動期間

令和2年7月15日（水）から7月24日（金）までの10日間

7月15日「交通安全意識を高める日」、「高齢者交通安全の日」及び「シートベルト・チャイルドシート着用啓発強化の日」

### 3 スローガン

やさしさと 笑顔で走る 兵庫の道

### 4 推進テーマ

みんなでつくる 通学路の交通安全

思いやる 気持ちで守る 高齢者

### 5 主唱

兵庫県交通安全対策委員会

### 6 運動重点

- (1) 子供と高齢者の安全な通行の確保
- (2) 高齢運転者等の交通事故防止
- (3) 自転車の交通安全
- (4) 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶
- (5) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

### 7 運動重点に関する主な推進項目

各重点に掲げる項目を中心に、交通安全キーワード「こいぬのあしあと」などを活用した広報啓発、参加・体験・実践型の交通安全教育、待ち受け型の交通安全指導等を行い、広く県民に対し普及啓発・促進することにより交通安全意識の高揚を図る。

※ 交通安全キーワード

こ＝交通安全は家庭から

い=いつものみちでも とまる・みる・まつ  
ぬ=ぬれたみちでは スリップちゅうい  
の=のときは ブレーキ・ライト だいじょうぶ  
あ=あおしんごうでも みぎ・ひだり  
し=シートベルトは カチッとなるまで  
あ=あかるいふくと はんしゃざい  
と=「止まれ」のばしよは いったんとまって みぎ・ひだり

(1) 子供と高齢者の安全な通行の確保

通学児童・生徒が被害者となる事故が発生していること、また交通事故死者数の約半数が高齢者であることから、以下の事項を普及啓発・促進し、子供と高齢者の安全な通行の確保を図る。

ア 子供の交通事故防止

- ◆ 通学路や未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進
- ◆ 安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者や教育関係者からの幼児・児童への教育の推進
- ◆ 大型の電動乳母車の交通ルールとマナー

イ 高齢者の交通事故防止

- ◆ 加齢等による身体機能の変化への的確な認識と安全行動の必要性
- ◆ 安全な横断方法（特に左方向から進行してくる車両への注意）
- ◆ 電動車いすの交通ルールとマナー

ウ 共通項目

- ◆ 横断歩道の通行、横断禁止場所の横断禁止、信号遵守等の交通ルールの遵守
- ◆ 子供と高齢者の交通事故の特徴等を踏まえた交通安全教育等の実施
- ◆ 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用の推進
- ◆ スマートフォン操作等のながら行為の危険性の周知

(2) 高齢運転者等の交通事故防止

高齢運転者による重大交通事故が発生していることから、高齢者による交通事故の特徴等を踏まえつつ、以下の事項を普及啓発・促進し、高齢運転者等に係る交通事故防止を図る。

- ◆ 交通ルールの遵守と歩行者や他の車両に対する思いやりの気持ちを持って通行する交通マナーの呼び掛け
- ◆ 横断歩道手前での減速義務と停止義務等の遵守による歩行者保護の徹底
- ◆ 運転中のスマートフォン等の使用等の危険性の周知と昨年12月に施行された

「道路交通法の一部を改正する法律（令和元年法律第 20 号）」による罰則強化についての指導・啓発

- ◆ 暗い道で対向車や先行車がない場合はハイビームを活用
- ◆ 早めのライト点灯
- ※ 早めのライト点灯推奨時間

期間	早めのライト点灯推奨時間
4月から9月	午後5時
10月から3月	午後4時

- ◆ 加齢等に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響などの安全教育及び広報啓発
- ◆ セーフティ・サポートカーS（略称：サポカーS）の普及
- ※ セーフティ・サポートカー（サポカー）とは衝突被害軽減（自動）ブレーキを搭載した、全ての運転者に推奨する自動車
- セーフティ・サポートカーS（サポカーS）とは衝突被害軽減（自動）ブレーキに加え、ペダル踏み間違い時加速抑制装置等を搭載した、特に高齢運転者に推奨する自動車
- ◆ 国のサポカー補助金及び県の高齢運転者交通事故防止対策事業の周知
- ◆ 運転支援機能の限界や注意点等正しい知識の周知
- ◆ 運転免許証の自主返納制度と返納者への支援措置
- ◆ 安全運転相談窓口（全国統一専用ダイヤル#8080）の周知
- ◆ 高齢者の運転に関する家庭内での話し合い
- ◆ 高齢運転者標識（70歳以上の運転者が掲示する高齢者マーク）の使用

### (3) 自転車の交通安全

自転車乗用中の交通事故死者が増加したことや死傷者のうち9割以上に何らかの法令違反が認められることから、自転車利用者の交通ルールの遵守と交通マナーの向上のため、以下の事項を普及啓発・促進し、自転車の交通安全を図る。

- ◆ 「自転車安全利用五則」（平成19年7月10日交通対策本部決定）

※ 自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
  - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
  - 夜間はライトを点灯
  - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

#### 5 子どもはヘルメットを着用

- ◆ 傘差し、スマートフォン、イヤホン使用等の危険性
- ◆ 幼児用座席シートベルトの着用及び幼児二人同乗用自転車の安全利用
- ◆ 条例で義務化された自転車損害賠償保険等の加入
- ◆ 自転車道、自転車専用通行帯等における走行ルール
- ◆ 自転車の点検整備
- ◆ 反射材用品等の活用
- ◆ ヘルメット着用
- ◆ 自転車運転者講習制度

#### (4) 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶

重大交通事故の原因となる飲酒運転やいわゆる「あおり運転」等の悪質・危険な運転による悲惨な交通事故が後を絶たないことから、運転者の規範意識の高揚と飲酒運転等を許さない環境づくりのため、以下の事項を普及啓発・促進し、飲酒運転等による事故の根絶を図る。

- ◆ 交通事故被害者の声等を通じた事故の悲惨さ
- ◆ 飲酒運転・いわゆる「あおり運転」等を許さない環境づくりの必要性
- ◆ 思いやり・ゆずり合いの安全運転
- ◆ 飲食店等における運転者への酒類提供の禁止
- ◆ キッズ交通保安官などによる飲酒運転根絶を呼び掛ける活動
- ◆ 自動車運送事業者等の点呼時のアルコール検知器の使用
- ◆ 飲酒運転追放「三ない運動」
  - ※ 酒を飲んだら車を運転しない
  - 運転する時は酒を飲まない
  - 運転する人には酒を飲ませない
- ◆ ハンドルキーパー運動
  - ※ 自動車仲間や知人と飲食店などへ行く場合、お酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が自動車の運転をして仲間などを送り届けるという運動
- ◆ 事業者等に対する飲酒運転追放宣言書の交付

#### (5) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

後部座席シートベルト着用率やチャイルドシート使用率がいまだ低調であることから、以下の事項を普及啓発・促進し、正しい着用による事故発生時の被害の防止・軽減を図る。

- ◆ 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトとチャイルドシートの着用



#### 義務

- ◆ シートベルトとチャイルドシートの効果及び正しい着用・使用方法
- ◆ 高速乗合バス及び貸切バスの全ての座席におけるシートベルト着用の必要性

#### 8 推進要領

兵庫県交通安全対策委員会、市・町交通安全対策協議会等をはじめとする関係機関・団体は相互の連携を密にし、それぞれの機関・団体の特性に応じた具体的な実施計画を策定し、本運動を効果的に展開する。

また、計画に基づきイベント等各種活動を実施する場合、地域の情勢等に応じて、中止・延期・規模縮小等を慎重に判断する。

##### ◆ 具体的活動例

- 各種広報媒体を活用した多面的な広報啓発活動
- 参加・体験・実践型の交通安全教育や待ち受け・訪問型の交通安全指導
- 各種行事を利用したキャンペーン
- 通学路や交通事故多発場所における交通監視・見守り活動

#### 9 推進機関・団体及び協働団体

別記のとおり

## 別記

### 【推進機関・団体】(順不同)

兵庫県	(一社)神戸市医師会	兵庫県道路利用者協会
兵庫県議会	(公社)兵庫県看護協会	地区交通安全協会
兵庫県警察	兵庫県下消防長会	地区地域交通安全活動推進委員協議会
兵庫県市長会	兵庫県商工会連合会	地区自家用自動車協会
兵庫県町村会	神戸商工会議所	兵庫県高速道路交通安全協議会
兵庫県連合自治会	兵庫県経営者協会	西日本旅客鉄道(株)神戸支社
兵庫県連合婦人会	神戸市婦人団体協議会	阪急電鉄(株)
(子育て応援ネット)	(公財)兵庫県老人クラブ連合会	阪神電気鉄道(株)
(日本赤十字社兵庫県支部)	(一社)神戸市老人クラブ連合会	山陽電気鉄道(株)
(一財)兵庫県交通安全協会	兵庫県PTA協議会	神戸電鉄(株)
神戸市	神戸市PTA協議会	(一社)日本自動車連盟兵庫支部
各市町	兵庫県都市教育長協議会	(一社)兵庫県建設業協会
兵庫県教育委員会	兵庫県市町村教育委員会連合会	兵庫県石油商業組合
神戸市教育委員会	兵庫県立高等学校PTA連合会	日本労働組合総連合会兵庫県連合会
各市町(組合)教育委員会	(一社)兵庫県私学総連合会	(公社)日本青年会議所近畿地区兵庫ブロック協議会
兵庫県公安委員会	兵庫県国公立幼稚園・こども園長会	日本放送協会神戸放送局
神戸地方検察庁	(公社)兵庫県保育協会	サンテレビジョン
国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部	兵庫県連合青年団	(株)ラジオ関西
国土交通省近畿地方整備局	兵庫県交通安全協会婦人部連絡協議会	兵庫エフエム放送株式会社
厚生労働省兵庫労働局	兵庫県地域交通安全活動推進委員協議会	朝日新聞神戸総局
(独)自動車事故対策機構兵庫支所	(一社)兵庫県自家用自動車協会連合会	毎日新聞神戸支局
西日本高速道路(株)関西支社	(一社)兵庫県トラック協会	読売新聞神戸総局
阪神高速道路(株)神戸管理部	(公社)兵庫県バス協会	産経新聞神戸総局
本州四国連絡高速道路(株)神戸管理センター	(一社)兵庫県タクシー協会	共同通信社神戸支局
兵庫県道路公社	(一社)兵庫県指定自動車教習所協会	神戸新聞社
神戸市道路公社	自動車安全運転センター兵庫事務所	日本経済新聞神戸支社
兵庫県弁護士会	軽自動車検査協会兵庫事務所	時事通信社神戸支局
(一社)兵庫県医師会	(一社)日本二輪車普及安全協会	

### 【協働団体】(順不同)

兵庫県商工会議所連合会	兵庫県自転車軽自動車商業協同組合	地区ロータリークラブ
兵庫県商店連合会	兵庫県駐車場協会連合会	710x 国際協会335-A、335-D地区(兵庫一円)
神戸市商店街連合会	(一社)日本自動車販売協会連合会兵庫支部	兵庫県興行協会
神戸市自治会連絡協議会	交通労連兵庫支部	伊丹産業(株)
(公社)兵庫県シルバー人材センター協会	兵庫県百貨店協会	西日本電信電話(株)兵庫支店
(一社)兵庫県鍼灸師会	兵庫県全料飲生活衛生同業組合連合会	日本たばこ産業(株)神戸支店
(社福)兵庫県社会福祉協議会	兵庫県小売酒販組合連合会	全国共済農業協同組合連合会兵庫本部
(公財)兵庫県身体障害者福祉協会	兵庫県青少年団体連絡協議会	兵庫県生命保険協会
(社福)神戸市身体障害者団体連合会	神戸市青年団体協議会	(一社)日本損害保険協会近畿支部
全兵庫個人タクシー事業協同組合	神戸市青少年育成協議会	損害保険ジャパン日本興亜(株)
神戸個人タクシー事業協同組合	日本ボーイスカウト兵庫連盟	三井住友海上火災保険(株)
陸上貨物運送事業労働災害防止協会兵庫支部	(一社)ガールスカウト兵庫連盟	あいおいニッセイ同和損害保険(株)
神戸市民生活協同組合	兵庫県子ども会連合会	a u 損害保険株式会社
兵庫県交通共済協同組合	兵庫県消費者団体連絡協議会	ジェイ・ディ共済協同組合
兵庫県タクシー交通共済協同組合	神戸市消費者協会	東京海上日動火災保険(株)
兵庫県軽自動車協会	(一社)兵庫県道路標識標示業協会	
(一社)兵庫県自動車整備振興会	兵庫県レンタカー協会	